八戸圏域水道企業団障害者雇用促進企業からの物品等調達実施要綱

平成28年3月24日 改正 平成30年7月24日 令和3年3月1日 令和6年2月20日 令和6年9月17日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸圏域水道企業団(以下「企業団」という。)が行う物品等の調達において、障害者の雇用に努める圏域内の企業から物品等を優先的に調達することにより、障害者の雇用の促進を図ることを目的とし、障害者雇用促進企業から物品等の調達を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。) 第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的 障害者及び精神障害者をいう。
 - (2) 障害者雇用促進企業 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 物品等競争入札等参加資格者名簿に登載されていること。
 - イ 圏域内に本店又は支店等(以下「本店等」という。)を有する中小企業者(中小企業基本 法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定める者をいう。)であること。
 - ウ 次条の規定による申請の日において、法第43条第1項の規定を満たしていること(除外率に係る部分を除く。)。ただし、同日の属する月から遡って1年間の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計を12で除した数が40.0未満である場合は、1人以上の障害者を雇用していること。
 - エ 次条の規定による申請の日の属する月から遡って1年間の各月の初日(以下「過去1年間の各月の初日」という。)において圏域内の本店等で常時雇用している障害者数の合計が、過去1年間の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計に100分の2.5を乗じて得た数(その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。)以上であること。ただし、過去1年間の各月の初日における常時雇用している労働者数の合計を12で除した数が40.0未満である場合は、過去1年間の各月の初日における常時雇用している障害者数の合計を12で除した数が1以上であること。
 - (3) 物品等企業団が調達する物品又は印刷物とする。
 - (一部改正〔平成30年7月24日・令和3年3月1日・令和6年9月17日〕)

(登録の申請)

第3条 障害者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書(第1号様式)に障害者雇用状況計算書(第2号様式)を添えて、企業長又は企業長の委任を受けた者(以下「契約担当者」という。)に申請しなければならない。

(審査及び登録等)

- 第4条 契約担当者は、前条の申請があったときはその内容を審査し、第2条第2号に規定する障害者雇用促進企業に適合すると認めるときは、障害者雇用促進企業の登録を行うとともに、その旨を障害者雇用促進企業審査結果通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 契約担当者は、前項の審査の結果、第2条第2号に規定する障害者雇用促進企業に適合しない と認めるときは、理由を付してその旨を障害者雇用促進企業審査結果通知書(第4号様式)によ り当該申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。 ただし、登録の有効期間の初日となる日が4月1日以外の日である場合は、当該初日となる日 の属する年度の3月31日までとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録を受けた者は、登録された内容について変更が生じた場合には、速やかに障害者雇用促進企業変更(取下げ)届(第5号様式)を契約担当者に提出しなければならない

(登録の取消し)

- 第7条 契約担当者は、障害者雇用促進企業の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する ときは、当該登録を取り消し、障害者雇用促進企業の登録取消通知書(第6号様式)により通知 する。
 - (1) 第2条第2号ア又はイの規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(一部改正「令和3年3月1日·令和6年9月17日))

(障害者雇用促進企業の周知)

第8条 契約担当者は、登録した障害者雇用促進企業名簿を作成し、企業団の各部署に周知するものとする。

(指名競争入札等における取扱い)

第9条 契約担当者は、指名競争入札により物品等を調達しようとするときは、障害者雇用促進 企業に登録された者を優先して指名するよう努めるものとする。ただし、対象となる物品等 は、物品等に係る指名競争入札等参加資格申請をした際の第1順位の営業(希望)種目とする。

- 2 前項の規定は、随意契約により物品等を調達する場合について準用するものとする。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月24日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後、平成31年3月31日までの申請に係る第2条の適用については、第2条 第2号ウの規定中「同日の属する月から溯って1年間の各月の初日において常時雇用している 労働者数の合計を12で除した数が45.5未満である場合」とあるのは「同日の属する月から遡 った1年間の各月の初日のうち、平成30年3月31日以前の各月の初日において常時雇用してい る労働者数の合計を同年3月31日以前の月数で除した数が50未満かつ同年4月1日以降の各月 の初日において常時雇用している労働者数の合計を同年4月1日以降の月数で除した数が45.5 未満の場合」と、同号エの規定中「過去1年間の各月の初日において常時雇用している労働者 数の合計に100分の2.2を乗じて得た数」とあるのは「過去1年間の各月の初日のうち、平成30 年3月31日以前の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計に100分の2.0を乗じ て得た数に、同年4月1日以降の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計に100 分の2.2を乗じて得た数を合算した数」と、「過去1年間の各月の初日における常時雇用して いる労働者数の合計を12で除した数が45.5未満」とあるのは「申請の日の属する月から遡っ た1年間の各月の初日のうち、平成30年3月31日以前の各月の初日において常時雇用している 労働者数の合計を同年3月31日以前の月数で除した数が50未満かつ同年4月1日以降の各月の 初日において常時雇用している労働者数の合計を同年4月1日以降の月数で除した数が45.5未 満の場合」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則(令和3年3月1日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降、令和4年2月28日までの申請に係る第2条の適用については、第2 条第2号ウの規定中「同日の属する月から遡って1年間の各月の初日において常時雇用してい る労働者数の合計を12で除した数が43.5未満である場合」とあるのは「同日の属する月から 遡った1年間の各月の初日のうち、令和3年2月28日以前の各月の初日において常時雇用してい る労働者数の合計を同年2月28日以前の月数で除した数が45.5未満かつ同年3月1日以降の各 月の初日において常時雇用している労働者数の合計を同年3月1日以降の月数で除した数が 43.5未満の場合」と、同号エの規定中「過去1年間の各月の初日において常時雇用している労

働者数の合計に100分の2.2を乗じて得た数」とあるのは「過去1年間の各月の初日のうち、令和3年2月28日以前の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計に100分の2.2を乗じて得た数に、同年3月1日以降の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計に2.3を乗じて得た数を合算した数」と、「過去1年間の各月の初日における常時雇用している労働者数の合計を12で除した数が43.5未満」とあるのは「申請の日の属する月から遡った1年間の各月の初日のうち、令和3年2月28日以前の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計を同年2月28日以前の月数で除した数が45.5未満かつ同年3月1日以降の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計を同年3月1日以降の月数で除した数が43.5未満の場合」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則(令和6年2月20日)

この要綱は、令和6年2月20日から施行する。

附 則(令和6年9月17日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、令和7年3月31日までの申請に係る第2条の適用については、第2 条第2号ウの規定中「同日の属する月から遡って1年間の各月の初日において常時雇用してい る労働者数の合計を12で除した数が40.0未満である場合」とあるのは「同日の属する月から 遡った1年間の各月の初日のうち、令和6年3月31日以前の各月の初日において常時雇用してい る労働者数の合計を同年3月31日以前の月数で除した数が43.5未満かつ同年4月1日以降の各 月の初日において常時雇用している労働者数の合計を同年4月1日以降の月数で除した数が 40.0未満の場合」と、同号エの規定中「過去1年間の各月の初日において常時雇用している労 働者数の合計に100分の2.5を乗じて得た数 | とあるのは「過去1年間の各月の初日のうち、令 和6年3月31日以前の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計に100分の2.3を乗 じて得た数に、同年4月1日以降の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計に100 分の2.5を乗じて得た数を合算した数」と、「過去1年間の各月の初日における常時雇用して いる労働者数の合計を12で除した数が40.0未満である場合」とあるのは「過去1年間の各月の 初日のうち、令和6年3月31日以前の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計を 同年3月31日以前の月数で除した数が43.5未満かつ同年4月1日以降の各月の初日において常 時雇用している労働者数の合計を同年4月1日以降の月数で除した数が40.0未満の場合」とそ れぞれ読み替えるものとする。